

## 食品寄附等に関する官民協議会（第五回）議事要旨

日時：令和8年1月27日（火）10：00～12：00

場所：対面・オンライン

出席者：

（構成員）

- |        |   |
|--------|---|
| 荒川 隆   | 一般財団法人 食品産業センター 理事長                               |
| 岩永 将直  | 草加商工会議所 青年部会長                                     |
| 植田 全紀  | 一般社団法人 日本フードリカバリー協会 代表理事                          |
| 梅津 英明  | 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パートナー                          |
| 遠藤 典子  | 認定NPO法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ 理事                     |
| 兼澤 真吾  | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社<br>政策研究事業本部 持続社会部 副主任研究員   |
| 工藤 拓   | 一般社団法人 日本加工食品卸協会 SDGs分科会座長                        |
| 小林 富雄  | 日本女子大学家政学部 教授                                     |
| 小山 遊子  | 日本チェーンストア協会 環境構成員会構成員                             |
| 郷野 智砂子 | 一般社団法人 全国消費者団体連絡会 事務局長                            |
| 芝田 雄司  | 公益財団法人 日本フードバンク連盟 政策担当                            |
| 日塔 祐輔  | 事務局 全国町村会・経済農林部<br>(全国町村会政務調査会経済農林構成員長 杉本博文構成員代理) |
| 鈴木 一十三 | 一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 環境構成員会構成員長                 |

大熊 拓夢 オイシックス・ラ・大地株式会社 コーポレートコミュニケーション部 部長  
(統合政策構成員会構成員長・共助資本主義の実現構成員会構成員長 高島宏平構成員代理)

古澤 勉 岩手県環境生活部資源循環推進課 総括課長  
(全国知事会 農林商工常任構成員会 構成員長 達増拓也構成員代理)

楯 美和子 一般社団法人日本経済団体連合会 消費者政策構成員会企画部会長

田村 清敏 一般社団法人 日本フードサービス協会 業務部長

平野 覚治 一般社団法人 全国食支援活動協力会 専務理事

二日市 聖子 社会福祉法人 大分県社会福祉協議会 事務局長

水野 一正 公益社団法人 日本食品衛生協会 常務理事

村尾 芳久 一般社団法人 全国スーパーマーケット協会 事務局長

望月 文太 PwC税理士法人 パートナー

米山 廣明 一般社団法人 全国フードバンク推進協議会 代表理事

渡辺 達朗 一般社団法人 サステイナブルフードチェーン協議会 理事

(政府側)

消費者庁 日下部次長

井上審議官

消費者教育推進課 黒田課長

消費者教育推進課 食品ロス削減推進 田中室長

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課 久保課長

消費・安全局 消費者行政・食育課 村山参事官

環境省 金子企画官

厚生労働省 健康・生活衛生局 食品監視安全課 今川課長

社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室 安西室長補佐

法務省 大臣官房 猪股参事官

経済産業省 商務・サービスグループ流通政策 丸山課長補佐

デジタル庁 国民向けサービスグループ 本多課長補佐

※株式会社クリエイターズネクスト 代表取締役 窪田望構成員、公益社団法人日本栄養士会 副会長 鈴木志保子構成員、芝浦工業大学システム理工学部 教授 袖野玲子構成員、飛騨市長（全国市長会 社会文教構成員会 副構成員長）都竹淳也構成員は本日欠席。

（五十音順、敬称略）

議事概要：

■ 消費者庁 日下部次長 冒頭挨拶

■ 議事（１）「フードバンク認証制度実施要綱案について」

- ・ 事務局から、参考資料１、資料１～２の内容について説明があった。
- ・ 各構成員より、以下の発言があった。

- （大熊様）資料の中身については事前確認で調整を重ねてきたが、この場にはいない、初めてこの資料を見る人の立場で考えていると、分量が多く、認証取得のハードルを感じる人は一定数いると予想される。最初のコミュニケーションが重要だと考え、資料を簡略化するなどの工夫は検討しているのかを教えてください。

⇒（事務局）今お示した資料は申請に必要な資料である。御指摘のとおり分量は多いが、これについては、今年度、７つのフードバンク団体を対象に、認証に向けた実効性確認を実施したところである。そこで、今作成している実施要綱と審査基準については、現場の方々にどれくらいの負担がかかるか、あるいは実効性があるのかを確認し整理した。別紙様式第２号の一部分である審査基準については、現場の対応に即した形で、わかりやすいものとなるよう大きく修正した。御指摘のとおり、ボリュームがあるため、初めて接する方にはわかりやすい説明が必要である。今後、定期的に説明会等を開催し、申請に向けた大きな流れや必要な事項について簡潔に説明できる資料をしっかりと作り上げ、対応していく考えである。

- （梅津構成員）コミュニケーションの話が出たので一言申し上げる。前回の協議会でも述べたが、ある程度規模の大きなフードバンクであれば、この内容を咀嚼して手続を進めること自体は可能だと思う。一方で、リソースが足りていない団体も多く、サポートが必要になる場合がある。また、何らかの理由で認証を受けられなかった場合、その理由と、どうすれば認証を受けられるようになるのかについてのサポートが必要である。そうしないと、そもそも手が回らない団体が出てくる恐れがある。この点は事前にもコメントしており、認証に至らなかった場合には理由を含めてフィードバックを行うと聞いている。要綱には記載しない運用面の事項であることは了解しているが、運用において必要なサポートをぜひ講じてほしい。

⇒（事務局）御指摘のとおり、認証を希望する団体の中で、認証に至らなかった場合の対応について、希望者には認証に向けた伴走支援を行いたいと考えている。例えば、特に食品の出し入れについてはロジスティクスの観点からシステムを使う団体も多いが、システム導入はハードルが高い。今後、予算的な支援により、システムを活用した物流

管理の支援を検討している。認証制度ではトレーサビリティ管理、品質管理、衛生管理がポイントとなるため、技術的支援やシステム面の支援を充実させ、認証に向けた取組をしっかりと支えていく考えである。また、どういった部分が足りないかをお伝えした上で、改善のため支援できるように考えている。

■ 議事（2）「実証事業を踏まえたフードバンク認証制度審査基準案 について（報告）」

- ・ 事務局から、資料2、参考資料3の内容について説明があった。

■ 議事（3）「フードバンク認証事務局設置要綱案について（報告）」

- ・ 事務局から、資料4の内容について説明があった。

■ 議事（4）「その他」

- ・ 事務局から、令和7年度補正によるフードバンクの認証取得に向けた体制整備支援事業の概要について説明があった。
- ・ 各構成員より、以下の発言があった。

- （米山構成員）食品寄附ガイドラインに記載されている内容、ガイドラインのチェックリスト、認証基準との違いを確認したい。以前から、ガイドラインの水準をそのまま認証の基準にするのはハードルが高いと感じている。実証事業を通じて理想と現実の乖離をどう調整するかが重要だと考えていた。現状の審査項目及び基準は、ガイドラインのチェックリスト、ガイドラインに記載している内容と整合しているという理解でよいか。

⇒（事務局）ガイドラインをベースに審査基準を作成しており、整合している理解でよい。ガイドラインは、法律上求められる法令事項と、フードバンクに遵守してほしい必要事項を項目として示している。審査基準は、遵守すべき事項に加え、必要事項も網羅した形で作成している。ガイドラインには、フードバンクや関係者、食品寄附に関わる皆様からの御意見を踏まえた内容を反映している。今回の認証制度の検討にあたっては、現地確認も行い、ガイドラインより詳細にした細かい基準を整備した。クライテリアの設定にあたっては実効性を重視し、実証事業の中で整理した。審査基準はガイドラインに準拠したものであり、さらに細かい基準は現場の実態に即したものとして新たに整理した。以上のとおり御理解いただきたい。

⇒（米山構成員）今回の実証事業の対象となった7団体は、取扱量が多く、システムやマンパワーを含め体制が整っている団体と理解している。これらの団体は今回の水準を全て満たしているのか。満たしているので大丈夫、という考えなのかを確認したい。

⇒（事務局）今回御協力いただいた7団体においては、認証に向けた実効性は十分にあったという報告を受けている。この審査基準に沿い、今後実施する更なる支援等も含めれば、認証に向けた対応は十分可能と理解している。

⇒（米山構成員）個人的な感覚では、この水準を満たすのはかなり厳しい。冒頭述べたとおり、62項目の審査基準を全て満たす必要があるという理解でいいか。

⇒（事務局）審査基準は全て公表する予定であり、62項目それぞれについて、どの水準に達していれば認証を認めるかの目安も、今回の実証を踏まえて整理している。最終的には改めて整理を行うが、62項目については、少なくとも一定数の団体が満たし得る水準にあると理解している。

⇒（米山構成員）個人的な感覚とは少し違うが、今そのように理解していることは承知した。

- （遠藤構成員）事務局の案も具体的に出てきたところで、今後の認証制度について確認したい。以前の官民協議会でも質問があったと思うが、現在フードバンクが300以上ある中で、年間どのくらいの計画で、認証フードバンクを増やしていくのか。認証制度の取組は、企業が安心して寄附量を増やすためというところからスタートしているため、認証フードバンクの増加に伴い企業の寄附量も増加すると思う。その計画値及びモニタリングについても教えてほしい。具体的に現地調査もある中で事務局の負荷やケイパビリティ、キャパシティも見えてきたと思うので、年間何団体が認証を受けるのか、それによってどのくらい寄附量が増えるかの試算も含め、現時点で見えているところを教えてほしい。

⇒（事務局）今回の認証は、食品ロス削減と食品寄附促進の双方の目的を同時に達成することを狙い、寄附量の増加に重点を置いている。大口の寄附を受けられるフードバンクを認証することで、取組を進めたい。今回、7団体で実証を行い、実証団体の選定にあたっては年間の取扱量が一定以上あるフードバンクを対象とした。目安は年間200トン以上で、最多は300トン超の事例もあり、少なくとも1日に1トン程度の出し入れがあるフードバンクの状況を確認した。年間取扱量が200トン以上のフードバンクは20団体ほどであると把握しており、まずは大口の寄附を受けて活動している団体に認証申請を促すための啓発活動を行っていきたいと考えている。御了解が得られれば、まずは20団体以上の認証を目指すのが現時点の事務局の感覚である。

- (植田構成員) 審査基準について、コミュニティフリッジを運営している中で、単品管理とその記録が難しい課題だと感じている。JANコードで商品管理するにしても、企業が開発する新商品に応じて商品マスターを作り続ける必要があり、1回登録したら使い続けられるというわけでもない。フードドライブで色々なスーパーから集めた商品を登録する場面では百個の食品があれば、百アイテムのような状況で来ることがあり、単品管理をしたいと思っても、成し得なかった経験がある。この基準を前提にすると、給与をもらって運営するような大きな20団体だけが認証され、ボランティア団体を取り残されないか懸念している。他方で、認証取得を目指して管理体制を作り、認証団体になれるよう頑張ろうという機運が業界全体で共有されることはよいとも思う。ただ、冷蔵庫の温度を1日に2回記録することや欠陥品管理といった要件に皆さんが対応できるのか、最初は認証されても管理が追いつかず数年後には認証取消しが相次ぐのではないかという危惧がある。

⇒ (事務局) 認証制度は2段階制度で、まず大小を問わず活動実態のあるフードバンクは農林水産省のオープンリスト(仮称)に登録し、地域に活動実態を知らせることで周知啓発や支援につなげる。認証を取らなければ活動できないわけではなく、小規模なところも含め国として把握するのが第1段階である。次の段階として、食品事業者の意見を踏まえ、横流しの恐れや不適切な保管に伴う事故の恐れという2つの懸念を払拭し、社内決裁を得やすくして寄附に前向きになってもらうことを目的に認証制度を設計した。そのため、食品寄附ガイドラインに沿い、衛生管理と、誰から誰へ渡したかを記録するトレーサビリティを重視した審査基準を定めた。今回の実証事業で実効性は確認しており、過度な負担ではないと考えている。実証では大きなフードバンクを対象としたため、しっかりやっているところをベースにしているという事実もあるが、いかに企業の信頼性を確保するかが重要である。目的にもあるとおり、まずは食品寄附に対する社会的信頼性を向上することとし、取組については、食品衛生法で食品衛生施設に求められる一般衛生基準や一般のロジスティックの倉庫・物流に求められる事項をベースに審査基準を作っている。無償の食品提供であっても、食品衛生法や食品表示法等の法律は適用されることがガイドラインにも記載されているが、遵守しなければならぬ事項をベースにすると、こういった基準にならざるを得ないと理解していただきたい。その上で現場の意見も踏まえながら作り上げており、より多くの皆様に認証を取得していただけるよう、伴走支援や予算面の支援を継続し、日本全体で食品寄附を拡げていきたい。

⇒ (植田構成員) 今回の実証に参加した7団体、国内の20団体程度は、この認証基準を維持できる見通しと理解してよいか。

⇒（事務局）そのための実証を行ったと理解している。

- （大熊様）大きく2点お伝えしたい。1点目は、補正予算に伴い食品衛生責任者や在庫システムへの補助の考え方を確認したい。これまで議論してきたガイドラインや認証制度は企業が目線から見て安心できる運用を担保するための取組であり、これ自体で一定の安心は確保されると理解している。そこに加えて食品衛生責任者や在庫システムの整備はガバナンスの強化策だと理解する一方、企業が目線からは認証制度だけでも安心面はおおむね十分と捉えられる可能性がある。予算やリソースの使い方について、他の部分も検討した結果なのか。フードロスの観点では食品は余っている一方で捨てられている実態があり、その要因は物流の問題やそれに伴う手間にあると認識している。1点目として、こうした課題への補助、例えば寄附の物流を担う物流会社への物流費補助の検討状況を伺いたい。2点目として、実運用後にレビューを必ず実施してほしい。1年後に申請件数や申請通過率を把握し、無理が生じている部分がないかを検証すること。一度決める認証制度ではあるが、レビューと見直しを行う仕組みを計画に入れてほしい。

⇒（事務局）まず1点目、補正予算の補助について説明する。今回の対象は食品衛生責任者の配置、加えて物流の取り扱いに関する倉庫管理主任者の資格とした。これらはフードバンクのガバナンスを強化する観点から設定した。フードバンクの性質上、専従者がいないフードバンクもあり、ボランティアの入れ替えが激しい中で、最も重要な衛生管理、トレーサビリティと物流を確保するためには、有資格者をしっかり置き管理を行う体制が組織的に求められる。ただし資格者を置く際には受講負担がフードバンクに生じるため、そこへの支援があればありがたいとの意見があり、この受講負担への支援を行うこととした。また、物流管理においては、システムを使った管理が多くのフードバンクで行われているが、システムの導入や改修には非常に費用負担がかかる。フードバンクのボランティア活動においてこの点ボトルネックがあるため、フードバンクの皆様からのこういった支援があればありがたいという声に対応し、まず補正を確保した。ポイントは物流の問題で、寄附をする企業からフードバンクまで運ぶ際の費用負担が課題であり、本来ここを補助できれば最善だったが、今回の補正予算では確保できなかった。農林水産省でも予算支援があり、物流がネックであることは理解しているため、食品寄附ガイドラインでも資源提供者、いわゆる物流や現金寄附の提供者の関与を求め、物流支援に関わる方々へのアクションを起こせないかを検討している。例えば、税制優遇措置があれば寄附のインセンティブが働く可能性があるため、そういったところも引き続き模索していきたいと考えている。ただし直近では、費用的に要求できた予算が今回の補正予算の内容であり、現場の意見を踏まえて

決定したということをご理解いただきたい。2点目として、今後の運用に対するレビューの御意見をいただいております、これは重要と考えています。認証したフードバンクは公表だけでなく、認証を得ていることの周知啓発活動も合わせて行う。先ほど植田構成員からもあったように、認証は取ったが継続が難しいといった課題等が挙げれば、改善に向けた伴走支援を事業として実施し、最終的に事業報告書で課題を報告し公表する。それを見て、新たなフードバンクが認証に向けて動いていけるようなインセンティブが働く仕組みを考えていきたい。

- (荒川構成員) 事業者側の立場として、この官民協議会が立ち上がってから同じことを申し上げていたが、事業者側の懸念を色々な形で払拭していただくことで、食品ロスの削減と寄附の拡大につなげていただける仕組みを作っていただきたい。将来的な高い目標として、善意の第三者についての免責の問題、寄附税制の取り扱いなど法制面の取り扱いをしっかりとやっていただくことが高い将来の目標であり、私どもはずっと言い続けている。その第1歩として、フードバンクの認証という仕組みを作っただけは大変ありがたい。その意味で認証制度は使いやすくあるべきだが、一定の基準をクリアした皆さんが認証される仕組みを維持していただきたい。続いて2点程質問がある。1点目は、事務局の設置要綱案を拝見し、原則として事務局は消費者庁の役人がやられるというのは当然と考えている。その上で第5条の第6項に利害関係のない民間団体への一部業務の委託と記載があるが、継続性の確保ということで現在の事務局担当の民間事業者への委託をイメージしているのか。2点目は補正予算について、予算の範囲内で手当てできるということで素晴らしいと思っているが、こういう支援制度についても認証取得フードバンクを対象にまずやっていただくと、一番よいと思っているが、要件化が難しければ優先採択みたいなことで、当然認証を受けた方々がそういう支援を受けられる仕組みにさせていただけると実効性が上がるのではないかと。

⇒ (事務局) まず、冒頭いただいた認証制度については、今後の方向性は昨年3月に閣議決定した基本方針の中で明示している。先ほど説明のあった免責制度は、法的措置をしっかりと検討していく中で、まず食品寄附について社会的信頼性を高め、食品寄附が当たり前になる社会情勢を作り上げていく。その先に免責があるという中で、その第一歩として認証制度をまず行っていくという政府の方針、閣議決定の方針に沿って進めていきたいと考えている。御質問に関する事務局の設置要綱について、アウトソーシングは「できる」規定としており、まずは消費者庁内でしっかり事務局でやっていきたいと思う。現地の調査等や事務の整理等については、将来的には民間の協力を得ることもあると思うが、事務局で運用をしてみて、マンパワーやリソースの観点か

ら必要であればアウトソーシング「できる」という含みを持たせた設置要綱とした。現時点では、事務局の運用は消費者庁の職員で実施することを前提とする。2つ目として、補正予算については、認証を取得している、あるいは認証取得を希望するフードバンクに限ることとしており、しっかりと要件化した形で認証制度に紐付けた補助として運用していく。

- (渡辺構成員) 今回示された認証の審査基準案について、米山構成員や植田構成員からの懸念と関係する点について質問する。トレーサビリティをどう確保するか。トレーサビリティをどうクリアしているかという点を書類や現地で確認することが基本だと認識しているが、現場でどういう形で書類等を整えればよいのか、実際に実証の中でどう取り扱われたのか、今後どう取り扱われていくのか。全て書類を提出するか、現地で書類を確認するという点で、審査基準案のNo. 1「寄附食品の情報記録」に、食品寄附者から証憑等として「食品寄附者から提供された寄附食品リストなど左記の情報が提供されたことを示す書類やデータ等」とある。この「データ」という言葉の意味が分からず、この文章全体を検索すると、もう1箇所システムから出されたデータという厳しい表現もある。ここで言うデータはシステムから出されたデータに限定するのではなく、例えば写真を撮ったものも含むのか。現地で扱いやすいトレーサビリティが期待されているのか等も含め、書類のチェックの仕方でも審査基準の運用はかなり変わるのではないかと。もう1点は、温度管理について、保管の温度管理と輸配送の温度管理についてである。庫内温度を測るのか、トラックの温度を測るのか、ダンボール自体の温度を測るのか、あるいはダンボールの中身を測るのかという測り方の問題は現場では議論することもある。一つ一つの文言がどう運用されるかにより、かなり厳しくも緩くもできる印象を受ける。食品を寄附する側の立場からすれば、ある程度厳しく運用する必要があるが、受け取って食品を配布する側、フードバンク等の活動においてはあまり厳しくされてもということがあるので、どのあたりで運用するのか。もう1点、単品管理という言葉も出てきたが、参考事例3でJANコードを活用して管理するという記載について、JANコードで管理できる食品はかなり限定され、商品マスターが一定ではないので、きちんと読んだものが同じかどうか分からない。そうすると結局、厳密な意味での単品管理はできず、エクセル表でのやり取りのような形で、誰が最初に商品を入力して、その入力した商品情報をどのように寄附の当事者間で移動させていくかということが問題になると思う。この商品情報を最初に入れる時に、補正の支援にも関わると思うが、どういうシステムを想定して、この補正予算での支援対象としてこのシステムを考えているのか。

⇒ (事務局) まず1点目、トレーサビリティの確認については、端的にフードバンクは

BtoB の活動を行うため、誰から受け取り誰に出したのか、入口と出口の突合が取れているかをいかに確認するかという点になる。ここは書類で確認するところでデータという話があるが、システムから出力したデータを想定している。実証で見た多くのフードバンクについても実際にそういうシステムを使って入搬出の管理をしていたので、事前の審査ではそのシステムで出力した一定期間の入出庫管理の記録を提出いただく、あるいは現地でそのデータを見ることを想定している。一部、手作業でやっているフードバンクもあるが、大手の多くがそういうシステムを使っている。その際、JANコードを使って管理しているところもあるが、できなければ個別に手入力で管理しているところもある。それはケースバイケースと理解するが、入口と出口の突合がしっかり取れているかを書類やデータでしっかり確認することがポイントになる。そういった意味で、審査基準では書類やデータで確認することを柔軟に期待していると理解してほしい。続いて、保管の温度管理については、現場では様々な方法があるものの、食品衛生法でも求められている保存方法と管理基準である、例えば保存方法は10度以下、冷凍食品であればマイナス15度以下とされ、基本的には庫内温度を指すため、保管場所の雰囲気温度を測るのが一般的と理解する。一方でメーカーによっては、中までその温度に達しているかを確認するために商品の温度を測る場合もあるが、一般的には雰囲気温度で適切に保管されているかを見る理解であり、ここで大きなトラブルや争点は生じないと考えている。3点目のシステムの補正予算については、今回の補正で確保したのは、各現場が導入している様々なシステムに対応するものとする。ノーコードシステムを入れているところもあれば、オリジナルのシステムを入れているところ、エクセルのマクロを使っているところもある。基本的には入出庫の管理に係るシステムの改修費用であれば、特定のシステムに限定せず、この補正予算を使えると整理しており、柔軟に活用できると考えている。

- (芝田構成員) 基準の審査について、現在62項目があり、温度管理では冷凍冷蔵などがある。審査を希望する団体の中には常温で保存可能なものだけを取り扱う団体もあるため、審査の水準でここだったら認証するというレベル感については、大分変わるのではないか。今後、審査水準を公表する、目安を出すとのことなので、その点を考慮した上での提示をお願いしたい。また、2点目として、認証制度は2段階であり、1段階目は農林水産省が持つオープンリスト(仮称)への記載が必要である。今回、規程類を作成していると思うので、以前のものとどこが変わり、それによってどのような違いを生むのかを伺いたい。3点目として、システムの補助について、現場では各団体が独自に開発しており、仕様がばらばらで非効率ではないか。各団体にシステム開発を任せ続けると、今後フードバンク団体同士が連携して大口の食品を取り扱う際のデー

タ連携で不具合が生じる懸念がある。システム開発において、全国のフードバンク団体にとって扱いやすく、ガイドラインに合わせたシステム連携が可能となるよう、既存システムの拡張なども含め検討いただけるとありがたい。最後に、今回の認証制度によりフードバンク団体側も整備が必要であり、1団体で対応できる場所もあれば難しいところもある。認証があっても直ちに寄贈量が増えるとは考えておらず、各団体の取扱量の機能強化を同時並行で進める必要がある。その実施には管理運営コストがかかるため、これをどう下支えするかをサポート策についても最終的に検討し、より多くの余剰食品等を取り扱えるようにしていく必要があると考えている。

⇒（事務局）まず、常温品しか扱わない場合は、冷凍冷蔵品を扱う場合とは衛生管理の水準が異なることは理解している。どういった品目を扱えるのかも含めて認証して公表することを前提としており、取り扱うものによって水準が変わる点は認証の中でも整理していきたいと考えている。システムの補助に関しては、御指摘のとおりフードバンクによって様々なシステムを活用している。一昨年、データ活用システムによりフードバンク活動が円滑に進むことの実証を実施したが、どのシステムが最適かまでは整理できていない。今後はフードバンクの皆様と考えつつ、あり方を模索していきたいと考えている。4点目の下支えは重要と考えており、現在、300のフードバンクを合わせても年間の取り扱いは1.6万トンで、一方で企業からの寄附が期待できる量は推計20万トンを超える。フードバンクの皆様は15万トン程度が必要との話もあり、このギャップを埋めるには寄附を増やしていくインフラを強化していく必要があり、支援は考えていきたい。

⇒（農林水産省）フードバンクのオープンリストの関係について、参考資料2を参照願う。これまではフードバンクの登録一覧を農水省のホームページに掲載しており、内規に基づき登録したものを掲載していた。今回、フードバンク認証があるため、その前提となるリストとして規定を整備していきたいと考えている。フードバンクの定義があるものの、いわゆるフードパントリーのようなものも対象として含まれている。別紙様式2の3ページ目では、フードバンクが登録する内容として新しい項目を加えた。理念、活動情報、取り扱い・受入条件に関する情報として、新たに4つ（特に求めている品目、受入可能日、駐車可能な車両のサイズ、冷蔵・冷凍設備の所持の有無）を追加している。これらの情報により、企業からの出し先としてのフードバンクを選定する際に参照できる。今回のフードバンク認証は2段階であり、その前段としての情報提供としてこのオープンリストが機能すると考えている。

- （鈴木一十三構成員）本フードバンク認証制度が導入されることは、寄附を行う側にとって大きな道しるべになると感じる。基本的には3Rの考えに基づき、なるべく食

品ロスを出さないよう努力するが、いざ寄附となった時に、寄附先の運営状況や管理状況が一定の基準でなされていることで安心して託すことができ、適切に一番近いことも食堂やほかの方々にお届けする寄附が広がっていくためのハードルが下がると考えている。また、基準についても、寄附する側が、寄附される側はこういうことを記録しておかなければならないことがわかることで、この情報をこの順番で渡せばよいことがわかる。寄附する側も、こうした情報を持っておき、こうした形を出していくことが重要だと考えている。広報活動も実施するとのことであるが、フードバンク側だけでなく企業にも知れ渡るようお願いしたい。取りまとめに感謝していることを前提として、2点申し上げたい。1点目について、構成員からの指摘のとおり、寄附先が一部のフードバンクのみとなると集中し、寄附が止まる、そこにはないエリアが生じる可能性がある。わかりやすい説明会の実施と、認証に向けた適切な伴走をお願いしたい。62項目の優先順位もできるのであれば望ましい。そのことによってエリア格差がなく、津々浦々に大小様々なオープンリストや認証されたフードバンクがあることが大事ではないか。2点目について、2024年に第10回の食品ロス削減推進会議で示された食品ロス削減目標に向けた施策パッケージについて、おそらく食品表示法に管轄されるものと思うが、個包装になっていない食材の期限表示やアレルギー、食品安全に関わるものについて、食材添付以外で伝える方法を認める措置の検討を求める。そうすることによって、個包装でないものの寄附の検討が可能になると思う。ベースとしては環境に資する食品ロス削減を推進するためであり、本制度や基準設定を寄附する側とされる側の相互にとって前向きに検討できる内容にしていくことが重要だと思う。食べられるものは食べられるようにという食品循環と有効活用を円滑に進めていただき、日本フランチャイズチェーン協会としても後押ししたい。

⇒ (事務局) まず、寄附をいただく企業に対しても、認証制度の周知をしっかりと進めたいと考えている。制度の意味とレベル感について、丁寧に説明していこうと考えている。1つ目の御質問として、寄附先が1団体のみや一部の団体のみでは厳しいという指摘がある。これについては選択肢が増えるように、オープンリストも活用しつつ、認証フードバンクを1つでも多く増やしていくように伴走支援を実施する。62項目についての優先順位付けは難しいが、審査で特に重点を置く点は衛生管理とトレーサビリティであるという理解を求めたい。もう1点食品表示法について、段ボールには表示があるが、個包装にはない業務用のものを寄附する場合、現物に貼付するのではなく、別途の方法で簡略化した表示を認めていただけないかという質問かと思う。これについて、施策パッケージにも明記されており、食品表示法の食品表示基準の改正が必要となるため、引き続き消費者庁で検討していきたいと考えている。

- (小林構成員) プロモーションと広報の進め方についてコメントしたい。認証制度をプロモートする際、寄附自体のプロモーションを全体的かつ包括的に考えてもらえないか。認証制度が適切に運用されればプロモーションにつながる。特にドナーからすると制度が整えば寄附しやすくなる。しかし視野が狭いのではないか。現在、物価高で寄附が集まりにくい状況へのテコ入れをどうするか。フードバンクに限らず高齢化による人材不足の問題も今後顕著になるはず。こうした状況でフードバンクという仕組み自体の価値を高める政策が必要ではないかと考えている。一方で、認証制度自体は、ブレーキであってもよいと考えている。制度をプロモートする際に、アクセルとブレーキを両方コントロールするのは難しく、しっかり運用するためのある種のブレーキでよいと思っている。その上で、別途プロモーションを行う政策を、この枠組みの中、あるいは食品ロス以外の領域にまで広げてよいと個人的には考えている。1つは税制優遇の問題は重要なため考えていただきたい。免責については苦労があると思うため、脇に置きながらも継続的に審議するのがよいと考えている。本質的には社会的な価値観、食品の価値、寄附のイメージは良くなってきているが、一方で大企業の経営層からすると寄附に対する印象はまだ良くない。日本特有の政治献金などのイメージと結びつくところもあり、それを打破するのか、何を指すのかは不明だが、日本全体を覆う寄附に対する価値観について、教育も含めて進めるべき課題かもしれない。プロモーションを上手く進めることを検討いただきたい。

⇒ (事務局) 食品寄附の社会的情勢は、基本方針に基づく大きな課題の1つと認識している。フードバンクの認証制度の周知啓発のみならず、食品寄附そのもののプロモーションをどう進めるかが課題だと感じている。引き続き、御意見をいただきつつ、推進会議でも先生方の意見をいただきながら検討する。もう1つ、税制優遇については、現在、フードバンクを経由した食品寄附で廃棄決定をした場合に上限なく損金算入できる税制措置があるが、活用が進んでいない実態がある。これについては、消費者庁と農林水産省が連携し、既存の税制制度の周知を強化する取組を並行して進める。御指摘のとおり、食品寄附そのものの社会的情勢への対応を、より一層進めていきたいと考えている。

⇒ (小林構成員) ふるさと納税も日本特有の制度としてあるため、そこもできるだけ広い視野で検討をお願いしたい。

⇒ (事務局) 企業版ふるさと納税という制度もあるので、こういったところもしっかり活用していきたいと考えている。

- (兼澤構成員) 3点申し上げる。1点目は、これからフードバンクの認証制度について、

フードバンク向けにわかりやすい周知があるかと思うが、その過程で2つほど情報を入れていただきたい。1つは申請するまでの準備にどれくらいの手間を要しているのか、時間的な部分や新たに準備する事項がどれくらいあるか、どれくらいの労力がかかるかを情報として提供するのがよい。もう1つはガイドラインを作る際にも議論があったが、今回の取組ではフードドライブは基本含んでいないと思うが、ガイドラインを十分に読み込んでいない方が基準を見た時に、個人から受け取った場合にどうするか迷わないように、寄附者に個人は含まないことを明記してはどうかと考えている。2つ目は、レビューの件について、申請件数、該当件数、非該当件数などのレビューを実施してほしい。併せて、食品寄附ガイドラインは官民協議会で策体したため、その参照状況について、フードバンクを含め業界に広く KPI としても位置づけたいと考えている。最後に、企業の税制に関する点について、損金算入の部分で税制を変えることは困難と理解しているため、大きく変えるよりも今できることから進めたい。周知するだけでは解消が難しい部分もある。特に寄附する企業にとって不安が大きい。どのような形であれば問題なく制度を活用できるかについて、一步踏み込んだ情報提供をいただければ、企業のプロモーションにつながると考えている。

⇒（事務局）まず1点目、フードバンク向けのわかりやすい情報提供はしっかり進める。今年度実施した実証事業の報告書を取りまとめており、模擬的な認証を行い、どの程度の労力を要したのか、フードバンク側の負担などを報告書で整理する。今回は食品企業からの寄附を前提としているため、フードドライブは対象外とし、個人は含まないことを明確化していきたい。2点目について、認証制度のレビューは年度ごとに整理し、何らかの形で公表することを検討する。寄附の税制に関しては、活用の具体例について消費者庁と農林水産省が連携し、新たな周知の方法を検討し、具体例をしっかりと示した形で周知を進めたい。

- （郷野構成員）提案内容に異論はない。食品寄附は正しく活用されれば、食品ロス削減と社会福祉への貢献を同時に実現する。一方で、制度やルールが不十分なまま拡大すれば、新たな不安や不平等を生む恐れがあると考えている。認証制度を、寄附する側と受ける側双方の信頼関係を築き、長期的な仕組みとして整備していくためには、引き続き双方の意見を定期的に聞きながらフォローアップしていくことが重要と考えている。また、制度への理解が浸透し、地域の格差なく支援が行き届くよう、小さなフードバンクが取り残されることがないように、丁寧かつ温かい支援を求める。最後に、食品ロスの削減をきっかけに、フードバンクの活動等を通じて、国民に支え合いの社会風土が醸成されることを期待する。

⇒ (事務局) フードバンクの認証制度は、官民協議会をベースとして作り上げたもの。官民協議会には様々なステークホルダーが参加しており、皆様の意見を踏まえ、制度は見直しとバージョンアップを前提とする。先ほど米山構成員からも指摘があったが、これで全く見直さずに進めるわけではなく、実態に即した形で、審査基準の実効性を引き続き見ていきたい。官民協議会の場を通じて意見をいただきつつ、社会的信頼性を維持し、よりよい制度にしていきたいと考えている。

- (村尾構成員) 我々の業界では、フードドライブ、フードバンク、寄附者など立ち位置がある。先ほどの新たな構成に近い部分もあると考えている。その視点から、参考資料2のオープンリスト(仮称)について、その中でどこへ寄附するかがわかりやすく示されている点に関し、意見と質問がある。まず、活動エリアについて、所在する都道府県や市町村の記入のみで活動エリアと同義になっているのか。次に、先ほど農林水産省からも言及のあった基本理念、活動内容は寄附する側にとって重要であり、その理念や活動内容に基づき、最終的にどこへ寄附が渡るのかを明確に示せるか。例えば経済的な生活困窮者に提供したいという思いがあり、業界的には効果があると思っており、明確に内容の中に示してほしい。

⇒ (農林水産省) 厳密には、活動地域の記載と実際の活動内容にずれが生じている場合がある。理念や主な提供先、例えば子ども食堂、社会福祉協議会等を記載いただく方針だが、事例によっては提供先が多岐にわたり、必ずしも生活困窮世帯のみを対象としていない可能性もあり、記載内容を確認の上個別に検討いただくことになると思う。

- (米山構成員) 見直しもあるという発言をいただいて安心した。今回、企業が安心して寄附できる水準、食品衛生法、食品表示法への適合、フードバンクの実行可能性という3点の最大公約数を満たす形で、今後も会議を継続していただきたい。渡辺構成員や鈴木構成員の御指摘のとおり、必須項目の見直しや表現の工夫によって、水準を落とさずに現場のフードバンクの対応可能性を高める余地はまだあると考えている。その点を認識いただき、引き続き改善をお願いしたい。

## ■ 今後の予定

- ・ 今後の予定について、事務局より以下の説明があった。
  - (事務局) 本日の議論については、議事録を作成し、資料等と併せて構成員に確認いただいた上で、消費者庁ウェブサイトに掲載させていただく予定である。本日御了承いただいた実施要綱案については、体裁等のチェックを行い、改めて構成員に共有する。次に、3月上旬には消費者庁ホームページにて、認証制度に関する情報を公開し、実施要綱、審査基準、フードバンク認証事務局設置要綱を掲載する予定である。加えて、フ

ードバンク認証の申請方法等の説明会を実施する予定である。また、農林水産省から、「フードバンクオープンリストへの掲載に関する規程」は3月1日施行、オープンリスト自体の掲載は3月31日予定と伺っている。そして、4月1日には、実施要綱が施行され、フードバンク認証制度の運用を開始する予定である。認証フードバンクロゴマークについては、現在フードバンク団体など関係者の意見を聞きながら作成中であり、デザイン案が完成次第、構成員に確認を依頼する。

■ 消費者庁 日下部次長 閉会挨拶

- 以上